


おお さか ふ せい きゅう そうだんまどぐち  
**大阪府 の 請求 ・ 相談窓口**

電話番号(でんわばんごう)  06-6944-8196  ファックス 06-6910-6610

メールアドレス  ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp

げつようび きんようび  
 月曜日から金曜日9:00~18:00



どにちしゅく ねんまつねんしのぞ  
(土日祝、年末年始を除く)

しゅわ そうだん かのう じぜんよやくひつよう  
手話による相談も可能です。(事前予約必要)


ホームページはこちら→



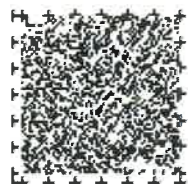
かていちょう まどぐち  
**こども家庭庁 の 窓口**

電話番号(でんわばんごう)  03-3595-2575  ファックス 03-3595-2753

メールアドレス  kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

げつようび きんようび  
 月曜日から金曜日10:00~17:00

どにちしゅく ねんまつねんしのぞ  
(土日祝、年末年始を除く)



音声コードUni-Voice



きゅう ゆう せい ほ こ ほう  
**旧優生保護法 による**

**こども が できなくなる**

しゅ じゅつ ひと  
**手術 など を 受けた 人 や**

なか あか  
**おなか の 中の 赤ちゃん を**

ひと かぞく  
**うめなく された 人 と ご家族 へ**

かね  
**お金 を 受けとる ことが できます。**

きゅうゆうせいほ ごほう ほしょうきんとう しきゅうほう  
**旧優生保護法補償金等支給法 について**

れいわ ねん がつ きゅうゆうせいほ ごほう ほしょうきんとう しきゅうほう ほうりつ  
令和 6年 10月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。

ほうりつ ほんにん きも き  
この法律は本人の気持ちも聞かれることなく

こども が できなくなる 手術 など を 受けた り おなか の 中の

あか ころ おお くる いた  
赤ちゃん を うめなく され から だ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を

かたがた たい くに かね ほうら さいだ  
受けた 方々 に対して 国 が お金 を 払う こと を 定めています。

ひがい かたがた たい せきにん みと ふか しゃざい むね の  
被害 を 受けた 方々 に対して 責任 を 認め 深く 謝罪 する 旨 が 述べられています。



音声コードUni-Voice

お<sup>かね</sup>金をうけとることができる<sup>ひと</sup>人は  
どのような<sup>ひと</sup>人ですか？  
また、うけとるお<sup>かね</sup>金はいくらですか？

## ほしょうきん 補償金

●こどもができなくなる<sup>しゅじゅつ</sup>手術などをうけた<sup>ひと</sup>人  
↳1500万円<sup>まんえん</sup>です。

●こどもができなくなる<sup>しゅじゅつ</sup>手術などを  
うけた<sup>ひと</sup>人の<sup>けっこん</sup>結婚相手<sup>あいて</sup>  
↳500万円<sup>まんえん</sup>です。

※本人<sup>ほんにん</sup>が亡<sup>な</sup>くなっている<sup>ばあい</sup>場合にはその<sup>かぞく</sup>家族がうけとることができます。

## ゆうせいしゅじゅつとういちじきん 優生手術等一時金

●こどもができなくなる<sup>しゅじゅつ</sup>手術などをうけた<sup>ひと</sup>人  
↳320万円<sup>まんえん</sup>です。

※補償金<sup>ほしょうきん</sup>をうけた<sup>ばあい</sup>場合もうけとることができます。

## じんこうにんしんちゅうぜついちじきん 人工妊娠中絶一時金

●おなか<sup>なか</sup>の中の<sup>あか</sup>赤ちゃんをうめなくされた<sup>ひと</sup>人  
↳200万円<sup>まんえん</sup>です。

※優生手術等一時金<sup>ゆうせいしゅじゅつとういちじきん</sup>をうけた<sup>ばあい</sup>場合はうけとることができません。

いつまで<sup>てつづ</sup>手続きができますか？

れいわ ねん がつ にち  
令和12年の1月16日までです。

ひとり <sup>てつづ</sup> <sup>じゅんび</sup> <sup>ふあん</sup>  
一人で手続きの準備ができるか不安です。

<sup>きぼう</sup> <sup>てつづ</sup>  
ご希望があれば手続きを

<sup>べんごし</sup> <sup>むりょう</sup> <sup>てつだ</sup>  
弁護士が無料でお手伝いします。

<sup>おおさかふ</sup> <sup>まどぐち</sup> <sup>そうだん</sup>  
大阪府の窓口へご相談ください。

<sup>す</sup> <sup>とどうふけん</sup>  
まずは住んでいる都道府県や  
<sup>かていちょう</sup> <sup>まどぐち</sup> <sup>そうだん</sup>  
こども家庭庁の窓口にご相談しましょう。  
<sup>おおさかふ</sup> <sup>いがい</sup> <sup>とどうふけん</sup> <sup>まどぐち</sup>  
大阪府以外の都道府県の窓口は  
<sup>かくにん</sup>  
QRコードからご確認ください。

